



■伝統行事 どんど焼き

伝統行事のどんど焼きが第二保育所で行われ、天高く立ち上る炎に園児たちは大きな歓声を上げました。炎が小さくなってから、みんなでお餅を焼いて味わいました。

か わ へ ん 報

3

2004年
岐阜県川辺町
広報Vol. 417

目次

公的個人認証から始まる電子申請…… 2・3	おめでた おくやみ…… 9	情報BOX…… 14・15
町職員の給与のあらまし…… 4・5	犬の登録・狂犬病予防注射…… 10	町長の机から…… 15
わたしのまちのこんな話題…… 6・7	町税等納付書一括送付のお知らせ…… 11	川辺の自然…… 16
わたしの作品…… 8・9	児童館・子育て支援センターだより…… 12	おいしい給食…… 16
保健センターだより…… 9	まちのカレンダー・休日の水道修理店・入札…… 13	

役場窓口で電子証明書を発行します

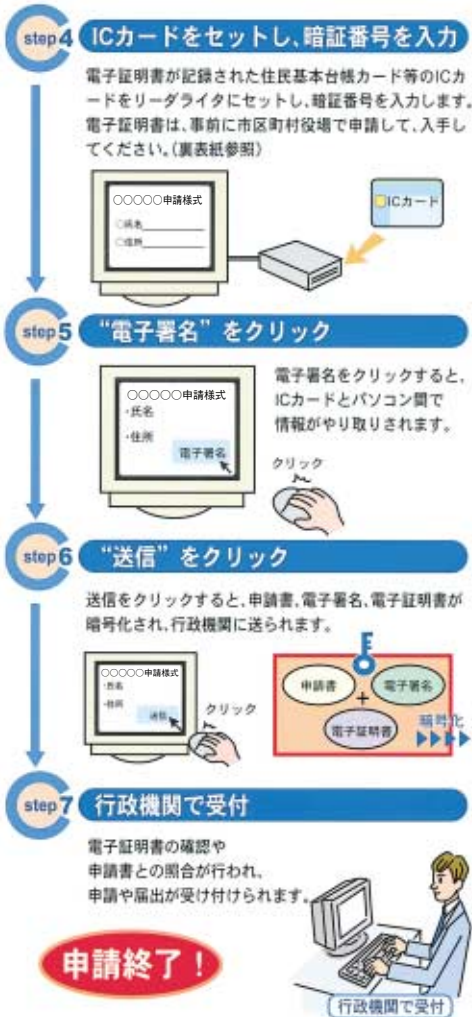
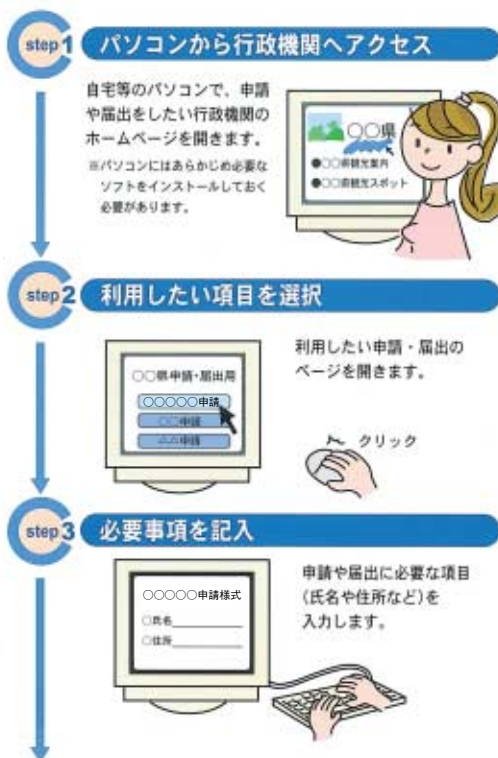
公的個人認証から始まる電子申請



役場住民課に設置してある公的個人認証の装置

住民基本台帳カード（ICカード）を利用した、公的個人認証サービスが全国でスタートしました。
 役場住民課窓口ではこのサービスを利用するための電子証明書を発行しています。このサービスを活用し近い将来にはパスポートの申請を始めとしてさまざまな行政手続きがインターネットを活用し、みなさんのご自宅で行えるようになります。

インターネットによる オンライン申請・届出の イメージ



公的個人認証サービスとは

公的個人認証サービスとは、行政手続きをオンライン申請する際に必要な電子証明書を町と県が共同して住民のみなさんに提供するサービスです。電子証明書とは、みなさんがインターネットを使い自宅から行政手続きをオンラインで申請した場合に、これを受付ける行政側が、申請者が本人であるかどうかを確認する際に用いるもので、従来の書面による手続きで言えば本人確認のための「印鑑証明書」にあたるものです。

電子証明書発行の手続きは役場窓口で

電子証明書発行の手続きは役場住民課窓口で行います。住民基本台帳カード（ICカード）をまだお持ちでない方は、役場住民課窓口で発行していただきますので電子証明書発行手続きの時にあわせて取得してください。住民基本台帳カード発行についての詳細は役場住民課までお問い合わせいただくか、平成15年「広報かわべ9月号」をご覧ください。

電子証明書の有効期限

電子証明書は発行時から有効で、その有効期間は3年間です。電子証明書は一度発行されれば、その後は、厳格な本人確認が必要な申請・届出などの行政手続も、オンライン化されているものについて

はインターネットを通じて、いつでも、どこからでも行えるようになります。また、この公的個人認証サービスは住民基本台帳ネットワークと連携しており、公的個人認証サービスを受けている方が住所や氏名が変わったり、死亡したりした場合に、住民基本台帳ネットワークから変動があった旨の情報が提供され、電子証明書は自動的に失効します。

公的個人認証サービスの利用のしかた

公的個人認証サービスは前のページにある「インターネットによるオンライン申請・届出のイメージ」とおり、オンライン化されている

電子証明書の発行手続きの流れ



- 発行に必要となるもの
- ① 住民基本台帳カード (ICカード)
 - ② 写真付きの公的な身分証明書 (運転免許証など)
 - ③ 発行手数料500円
 - * 平成16年3月31日までは無料です。



写真付きの住民基本台帳カード（見本）

・パソコン
・インターネット接続環境

公的個人認証サービスを利用できる行政手続き

今年4月から岐阜県への申請・届出のうち155種類の手続きが電子化される予定です。公的個人認証サービスを使えば、これらの手続きはみなさんのご自宅、インターネットによる申請・届出が可能となり、従来のように県の窓口に行ったり書類の郵送をしなくても良くなります。

このサービスを利用できる行政手続きは今後さらに拡大され、パスポートの申請などもご自宅で申請できるようになる予定です。

岐阜県でオンライン化される行政手続きの詳細は、電子県庁サービスホームページ <http://www.pref.gifu.jp/s11126/egov/index.htm> をご覧ください。

- オンライン申請を行う際に必要なもの
- ・ ICカード（電子証明書が発行された住民基本台帳カード）
- ・ ICカードリーダーライター（指定されたもの）

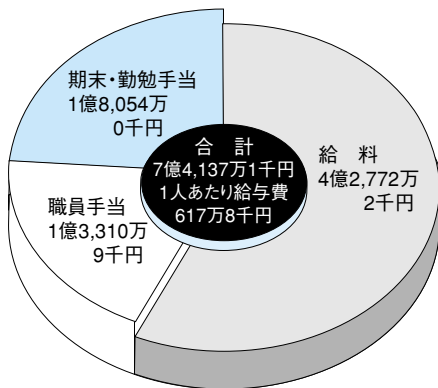
お問い合わせ先
役場住民課

TEL 53-2511
(内線125)

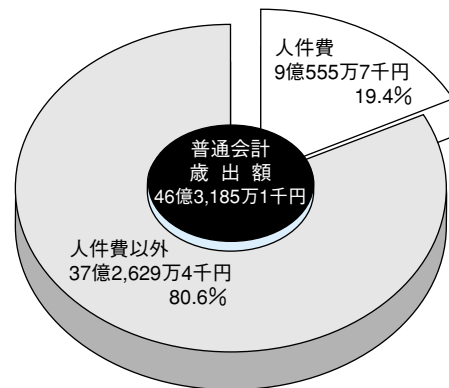
川辺町職員給与などのあらまし

町職員の給与は、人事院や県人事委員会の給与勧告、その他地方公共団体、民間企業などとのバランスを考え、地方公務員法などにより町議会で給与条例審議を行い決定されています。今回は、川辺町一般職員及び特別職の給与制度とその運用などについてご理解いただけるようそのあらましをお知らせします。

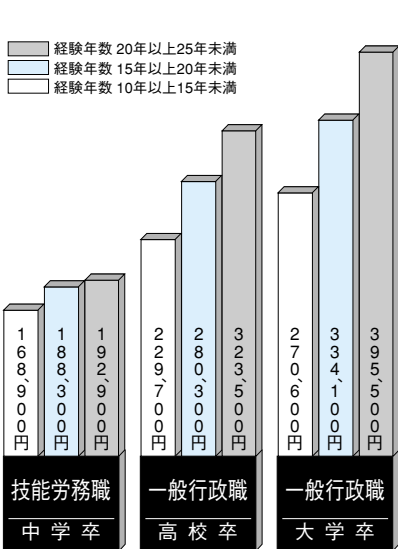
職員給与費の状況(平成15年度一般会計予算)



職員人件費の状況(平成14年度普通会計決算)

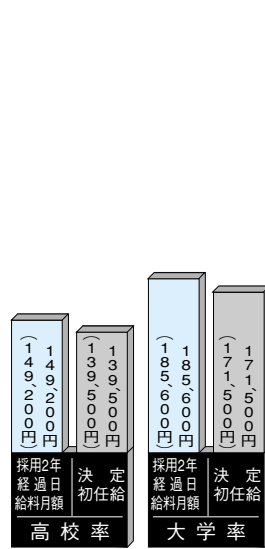


※ここでいう人件費とは、一般職員及び特別職職員の給料や職員手当、共済費をいいます。



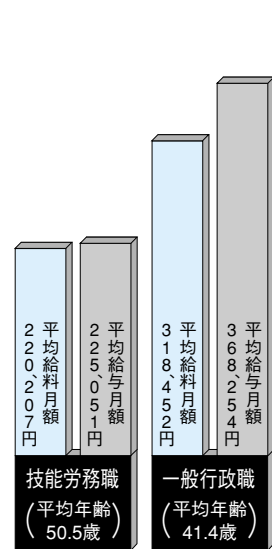
職員の経験年数(平成15年4月1日現在) 学歴別平均給料月額

※経験年数は卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後年数をいいます。



()内は国家公務員

職員の初任給の状況(平成15年4月1日現在)



※給与月額とは、給料月額に諸手当を加えた金額である。

職員の平均給料月額(平成15年1月1日現在) 平均給与月額および平均年齢の状況

一般行政職の級別職員数の状況(平成15年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
標準的な職務内容	主事補 技術補	主事 技師	主任主事 主任技師	主査 技術主査	主任主査 主任技術主査	課長補佐	課長 対策監 主幹	参事 課長	
職員数	0人	9人	11人	12人	15人	16人	9人	3人	75人
平成15年度構成比	0%	12.00%	14.70%	16.00%	20.00%	21.30%	12.00%	4.00%	100%
平成14年度構成比	0%	13.30%	17.30%	16.00%	17.30%	18.80%	13.30%	4.00%	100%
平成10年度構成比	12.40%	21.30%	11.20%	13.50%	10.10%	16.70%	13.50%	1.10%	100%

※職員数は、給与条例に基づく給料表の級区分によります。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

部門別職員の状況 (各年4月1日現在)

区分	部門	職員数(人)			対前年増減数(人)		
		平成13年	平成14年	平成15年	平成13年	平成14年	平成15年
一般行政部門	議 会	2	2	2		0	0
	総 務	20	19	21	-2	-1	2
	税 務	8	8	9		0	1
	労 働					0	0
	農 水	8	8	8		0	0
	商 工	1	1	1		0	0
小 計	土 木	13	14	12	3	1	-2
	小 計	52	52	53	1	0	1
福祉関係	民 生	27	27	27	-2	0	0
	衛 生	7	8	8		1	0
小 計	小 計	34	35	35	-2	1	0
	教 育	23	24	23	-4	1	-1
特別行政	警 察					0	0
	消 防					0	0
小 計	小 計	23	24	23	-4	1	-1
	公 営					0	0
公営企業など	病 院					0	0
	水 道	3	3	3	-1	0	0
	交 通					0	0
	下 水	8	6	7		-2	1
小 計	その他	5	5	5	3	0	0
	小 計	16	14	15	2	-2	1
総合計		125	125	126	-3	0	1

特別職の報酬などの状況 (平成15年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当(14年度支給割合)	
給 料	町 長	700,000円	6 月期 2.05月分
	助 役	592,000円	12月期 2.10月分
	収入役	541,000円	3 月期 0.50月分
報 酬	議 長	274,000円	計 4.65月分
	副議長	213,000円	6 月期 2.05月分
	議 員	190,000円	12月期 2.10月分
			3 月期 0.50月分
			計 4.65月分

川辺町定員適正化計画

町では平成13年1月に定員適正化計画を策定し、平成17年度には一般行政職の職員数を71名にする計画です。

定員適正化計画の年次別推進手順の概要 (各年4月1日現在)

(単位：人)

部 門	区 分	平成12年度 (計画前年)	平成13年度 (実 績)	平成14年度 (実 績)	平成15年度 (実 績)	平成16年度	平成17年度	平成13年度～ 平成17年度計
一般行政職	減 員		2	2	2	3	1	10
	増 員		1	1	2	1	1	6
	差 引		-1	-1	0	-2	0	-4
	職員数	74	73	72	72	70	70	70
定員モデル超過数		3	2	1	1	-1	-1	-1

*一般行政職とは、特別職・税務・保健・保育・教育・水道に従事する職員以外の職員です。(職種区分表による一般行政職)

*定員モデルとは、各地方公共団体の人口、面積、規模などの行政指標をもとに想定される適正職員数を示したものです。

職員手当の状況 (平成15年4月1日現在)

区分	川 辺 町	国の制度との 異同										
期末手当	(平成14年度支給割合)	同										
	<table border="0"> <tr> <td>6 月期</td> <td>1.55月</td> <td>勤 勉 手 当</td> <td>0.7月</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.70月</td> <td>勤 勉 手 当</td> <td>0.7月</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.25月</td> <td></td> <td>1.4月</td> </tr> </table>		6 月期	1.55月	勤 勉 手 当	0.7月	12月期	1.70月	勤 勉 手 当	0.7月	計	3.25月
6 月期	1.55月	勤 勉 手 当	0.7月									
12月期	1.70月	勤 勉 手 当	0.7月									
計	3.25月		1.4月									
退職手当	職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有 (支給率) 自己都合 勤 奨・定年 勤続20年 21.0 月分 28.875月分 勤続25年 33.75月分 44.55 月分 勤続35年 47.5 月分 62.7 月分 最高限度額 60.0 月分 62.7 月分 その他の加算措置 定年前早期退職 特別措置 (2%～20%加算)	同										
	[一人当たり平均支給額(自己都合)4,269千円] [一人当たり平均支給額(定年退職)12,400千円]											
扶養手当	●配偶者 月額 14,000円 ●配偶者以外の2人までそれぞれ 月額 6,000円 (配偶者が被扶養者でない場合は、そのうち1人について) 月額 6,500円 (配偶者がいない場合は、そのうち1人について) 月額 11,000円 ●その他の扶養親族 月額 5,000円 (16歳から22歳の子には5,000円加算)	同										
	●所有住宅の世帯主である者 月額 1,000円 (取得後5年を経過するまでの間は2,500円) ●賃貸住宅を借り受け一定額以上の家賃を支払っている者 限度月額 27,000円											
通勤手当	●交通機関などの利用者 運賃など相当額 最高 50,000円 ●自動車などの使用者 通勤距離片道 2 km 以上 5 km 未満 2,000円 5 km 以上 10 km 未満 4,100円 10 km 以上 15 km 未満 6,500円 15 km 以上 20 km 未満 8,900円 20 km 以上 25 km 未満 11,300円 25 km 以上 30 km 未満 13,700円 30 km 以上 35 km 未満 16,100円 35 km 以上 40 km 未満 18,500円 40 km 以上 20,900円	同										
	*退職手当の一人当たりの平均支給額は、過去5年間に退職した全職種にかかる職員に支給される平均額です。											

高知野菜出前授業

2
3
(火)



西小学校5年生66名が高知野菜についての出前授業を体験しました。

この授業は高知県産の野菜に親んでもらえればと、JA高知中央会などをつくる「園芸こうち販売促進事業

実行委員会」や高知県が講師役となり行われました。

児童たちは高知野菜の栽培方法や食べ方、特長などを学び、川辺町の農業との違いを実感した様子で、授業の最後に配布された高知産の米ナス、シシトウを嬉しそうに受け取っていました。



高齢者叙勲授与

元町議会議員の渡邊節夫さんが、3期12年の永きにわたり町の産業の発展、教育、文化の向上に多大な貢献をされたことが認められ、旭日単光章を授与されました。



お年寄り宅に配食サービス

2
4
(水)



北小学校6年生児童4名が1日民生児童委員として、独居老人宅への配食サービスを体験しました。児童らは町の民生児童委員協議会から委嘱書を受けた後、心を込めて書いた手紙とともに、配食ボランティアによる手作りのお弁当を手渡しました。お年寄りたちも、かわいらしい委員の訪問を喜び、笑顔をこぼしていました。

寄附・寄贈

◎寄附・寄贈

—ありがとう—
—いづれもす—

社会福祉等に役立てて
くださいと、寄附・寄贈
をしていただきました。

《社会福祉協議会などへ》

- 井上芳久 様
-100,000円
- 榊岡石油店 様
-30,000円
- 榊岡石油社員一同 様
-30,000円
- 川辺町婦人会 様
-50,000円
- 匿名
-10,000円
- 仙石博巳 様
-困碁、将棋、
麻雀道具一式
- 匿名
-家具調椅子他
- 匿名
-かばん作成布
-タオル、バスタ
オルたくさん

県警たんぽぽ班つれさり防止訓練

1
29
(木)



第1保育所の園児194名が、誘拐や連れ去りなどの危険に巻き込まれないようにと、県警の職員から指導を受けました。訓練では紙芝居や腹話術を通して連れ去りの怖さを考え、実際にそのような場面に遭遇したときにはどう対処したらよいかを考えました。その後、川辺交番の職員が犯人役に扮し、園児が大声を出して助けを求めるといった練習を行いました。緊迫した雰囲気には園児の表情も引き締まり、そのまなざしは真剣そのものでした。

中央公民館図書室を大掃除

町内の読書サークルあすなろの皆さんが、本の整頓や図書室内の清掃など、中央公民館図書室の大掃除を行いました。あすなろの皆さんは住民の方々に気持ちよく図書室を利用してもらおうと、毎年掃除活動を行っています。



鹿塩で今年度最後の小鹿サロン

2
16
(月)

鹿塩地区の高齢者のみなさんが仲間づくりと健康増進に向けて7月から「小鹿サロン」を開催しています。この集会は毎回大盛況で今回は54名の参加者があり、岐阜県音楽療法の粥川先生を迎え「音楽療法」に取り組みました。楽器を片手に大きな声をだし、いつも以上の笑い声に包まれました。

2
10
(火)

アテネ五輪目指して

2004アテネオリンピックカヌー競技出場を目指す、東海大学の竹中選手が、川辺漕艇場で強化合宿を行いました。竹中選手は「飛騨川は川幅も広く、波風も少なくとてもよい環境で練習ができます。」と連日猛練習に励んでいました。ポート王国かわべで練習した選手がオリンピックに出場してくれるといいですね。



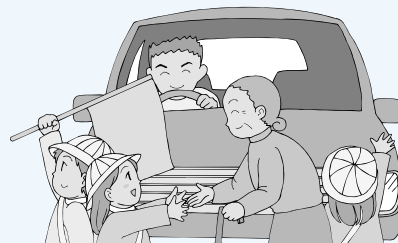
新入学期における交通事故防止について

子どもが成長し入学するのは親としては嬉しいものですが、同時に子どもの行動範囲が広くなり交通事故が心配されます。

子どもが巻き込まれやすい事故の特徴を知り、正しい交通ルールを身につけるように、家族、地域、学校がそれぞれの立場で指導し、子どもを交通事故から守りましょう。

子どもの状態別交通事故の特徴

- (1) 小学校低学年は歩行中、高学年は自転車利用中の被害が多い。
- (2) 自宅近く（500メートル以内）での事故が多い。
- (3) 幼児はひとり歩きでの事故が多い。



子どもの違反別交通事故の特徴

- (1) 歩行者の違反別
走行車両の直前直後、駐車車両の直前直後の横断や飛び出しによる事故が多い。
- (2) 自転車の違反別
交差点安全進行違反や指定場所一時不停止といった交差点での事故が多い。

保護者の方への注意事項

- (1) 幼児に対して
道路ではひとり歩きさせない。幼児の手を取るか、幼児を視野の中に入れておく。
- (2) 子ども（歩行者）に対して
 - ・道路を横断するときは横断歩道を利用し安全確認をするように指導する。特に、物陰や、駐車車両の陰からの横断に注意させる。
 - ・道路では遊ばせない。
- (3) 子ども（自転車利用者）に対して
 - ・子どもの体格に合わせて点検整備された自転車を与えるようにする。
 - ・交差点の通行方法、特に安全確認について指導する。また、歩行者に迷惑をかけないように指導する。
- (4) 通学に関して
 - ・通学路については、子どもと一緒に歩き、注意すべき点について現場で具体的に指導する。
 - ・時間に余裕を持って送り出す。

【お問い合わせ先】 役場経営管理課 TEL53-2511（内線212）

俳句

春立つや種子の袋を並べ見つ
手袋の人形遊びの指みじか
主婦の座を下りる事なく鬼やらい
きさらぎや眼下にダム湖の碧深し
「スリ注意」看板目立つ初弘法

渡辺 武子
土屋 正子
渡辺 武子
寺田 島子
青山 初代
垣下 博子
肥田 節子
紅谷 茂
赤坂富美子
山田 志ま
長瀬 宗子
渡辺 節夫
遠藤 正枝
山田 君子
岩井三千代
横山 寿子
松岡 久美
遠藤 豊

短歌

喘ぎつつたどり着きたる一里塚
寝たきりのまま妻と屠蘇汲む
水墨の教室出づれば山の端に
真紅の太陽眼裏まで染む
少少の物忘れなどよしとして
働ける八十路思えば安し
耐え凌ぐことにも慣れてさばさばと
自我つよきまま七十路を過ぐ
陽だまりに寒水仙の咲き初めて
そっだけ春の気配ただよう
脳回路どこか切れた今日もまた
白紙のままの歌メモ用紙
底冷えに電気毛布のぬくもりは
嫁の心根五体にしみる
皃色に日び乾きゆく干し柿は
初冬の陽差しをあますなく吸う
曾孫二人増えて賑やか節の膳
子煩惱たりし亡夫も笑みおり
初日の出納古山山頂に輝り初めて
自転の速度かおだやかに満ち来る
あと戻り利かぬ齢なり雪の夜を
しみじみ賀状したためており
友はどこへ留守を知らせる電話機を
置くしかすべなき雪の降る午後
口中にひろがる香り蕎麦の味
木曾路の素朴まづは味はふ

遠藤 豊
松岡 久美
横山 寿子
岩井三千代
山田 君子
遠藤 正枝
渡辺 節夫
長瀬 宗子
山田 志ま
赤坂富美子
紅谷 茂
肥田 節子
垣下 博子
青山 初代
寺田 島子
渡辺 武子
土屋 正子
渡辺 武子

わたしの作品

おめでた おくやみ

1月中の届出

*本人及び届け出をされた方の希望により掲載しています。〔掲載を希望される方は、届け出（戸籍届出・証明書請求など）の際に住民課窓口申し出ください。〕

*敬称略

出生

（左から地区・出生児・保護者・性別の順）

中川辺	前島	彩花	透	女
西橋井	前島	悠人	雄樹	男
下川辺	岸	慎一郎	大輔	男
下飯田	山田	紗彩	司	女

結婚

中川辺 松岡 俊幸
=名古屋市 山本 愛貴

死亡

（左から地区・死亡者・年齢・世帯主の順）

上川辺	加藤	喜佐一	71歳	本人
石神	櫻井	みね	91歳	一美
中川辺	長尾	カズ子	89歳	論
中川辺	奥村	正子	85歳	正道
福島	田中	芳子	92歳	一秋
比久見	藤掛	正行	86歳	本人
比久見	福島	ノウ	84歳	泰久
下麻生	多田	明広	85歳	健次郎

人の動き

人口 …11,224人 (74増)
男 ……5,524人 (13増)
女 ……5,700人 (61増)
世帯数 …3,516世帯 (93増)

2/1現在 (カッコ内は前年同月比)

保健センターだより

お子さんの予防接種はお済みですか？

お母さんから赤ちゃんへプレゼントされた病気に対する免疫は、百日ぜきや水ぼうそうでは生後3ヵ月までに、また、はしか（麻しん）やおたふくかぜは生後12ヵ月には自然に失われていきます。この時期を過ぎると、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。これに役立つのが予防接種です。

予防接種は、定期予防接種・任意予防接種・臨時予防接種の3つに分かれ、町が実施しているのは定期予防接種にあたります。平成6年に予防接種法の改正があり、義務接種から努力接種となり接種するか接種しないかの最終判断は保護者になりました。そのため、希望されなかった予防接種があった場合は、保護者の方は時期をみてお子さんに必ず予防接種をうけてないことを説明してください。お子さんが将来、海外留学や親となられた時などの対応の参考にするためです。

予防接種は、個人の健康だけでなく周りの人たちの健康を守る意味もあります。予防接種を安全にうけるために日頃から保護者の方は、お子さんの健康状態を十分把握され体調の良いときにうけるようにしましょう。

また、この機会に母子健康手帳の予防接種欄をご覧になって、うけ漏れている予防接種はないかご確認頂いてご不明な点は保健センターへお尋ねください。

【お問い合わせ先】 川辺町保健センター TEL53-2515（直通）

3月15日～21日は こころの健康づくり週間

～疲れたらつくるこころの休養日～

積極的な休養法でストレスを発散。

休養の時間をとって、単にゴロ寝をして過ごすだけでは本当の休養にはなりません。1日中寝ていたのに疲れが取れないばかりか、なんだか憂うつな気分になってしまったという経験を持つ人も多いのではないのでしょうか。そんなことにならないためには、趣味やスポーツ、ボランティア活動などで休日を積極的に過ごすことも大切です。いつもとは違った環境をつくることで心が晴れ、明日への新たな活力を生み出してくれます

狂俳

大氷柱付けて水車の固まりぬ
臘梅の闇夜に抜ける香りかな
春風や風力発電山頂に
一人逝き一人誕まれる寒の雨
コーヒの渦巻くミルク春立てり
寒天の山岡盆地冬晴るる
風花の向きの変わりて身を返す
節分の鬼でも来たれ独り住む

今月の「狂俳」は都合によりお休みさせていただきます。ご了承ください。

馬場 周
木沢 信夫
若井 国光
村山 智一
山田 文子
瀬瀬 年夫
名倉 晃子
佐伯美千代

犬の登録・狂犬病予防注射

あなたの愛犬を恐ろしい狂犬病から守るため、町では平成16年度犬の登録及び狂犬病予防注射を行います。最寄りの会場で注射を受けて下さい。

◎生後91日以上の子犬は、生涯1回の登録と毎年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務づけられています。平成7年度以降に登録をされた方は、町から送付されたハガキを、当日持参して下さい。1頭あたりの登録及び狂犬病予防注射の料金は次のとおりです。

区 分	持参するもの
平成7年度以降登録済の犬	・注 射 料 金：2,520円（消費税含む） ・注射済標代金： 550円
	合 計 3,070円
その他の犬 ・未登録の犬 ・新しく取得した犬 ・登録確認のできない犬	・登 録 料 金：3,000円 ・注 射 料 金：2,520円（消費税含む） ・注射済標代金： 550円
	合 計 6,070円

*通知ハガキを持参されない場合は新規扱いとなることがあります。

*犬が死亡したり、犬の所在地が変わったときなど登録内容に変更があったときは、その犬の所在地の市町村へ届け出ることが義務づけられています。すでに登録をした犬を譲り受けた場合は鑑札を持参して下さい。

注意事項

- ・愛犬の健康状態に少しでも異常のあるときは、注射をする前に必ず申し出て下さい。
- ・会場で犬がフンをすることがあります。必ず飼い主が後始末をしてください。
- ・注射接種後、万が一異常が出たら川辺町産業環境課に直ちに連絡して下さい。

平成16年度犬の登録及び狂犬病予防注射日程表

	場 所	時 間		場 所	時 間
4 月 14 日 (水)	鹿塩公民館	9:30～9:50	4 月 15 日 (木)	旧下麻生小学校	9:30～10:00
	下川辺公民館前	10:05～10:35		北部公民館駐車場	10:10～10:35
	西栃井消防詰所前	10:45～11:00		川辺大橋下吉田側	10:45～11:00
	西栃井禅原寺前	11:10～11:25		比久見上公民館	11:15～11:45
	川辺町保健センター前	11:35～12:00		比久見記念碑前	11:55～12:15
	田中公民館前	13:15～13:45		福島・野中伸建工業前	13:30～13:50
	上川辺消防詰所前	13:55～14:25		福島・山柳商店横	14:00～14:15
	石神やすらぎの家裏	14:35～15:05		川辺町商工会館前	14:25～15:10

※当日は、不要犬の引き取りはしません。

○不要犬に関する詳しい問い合わせ先

中濃地域保健所 TEL25-3111 (内線356)

○狂犬病予防注射・犬の登録に関する問い合わせ先

役場産業環境課 TEL53-2511 (内線142)

町税等納付書の一括送付のお知らせ（平成16年度から）

町税等納付書は、今まで各納期ごとに発送していましたが、平成16年4月から各税目などの最初の納付月（固定資産税4月、町・県民税6月、国民健康保険税本算定分7月、介護保険料〈普通徴収〉仮算定分4月・本算定分7月）にまとめて送付します。

町税などを期別納付される方は、納付書を紛失しないよう大切に保管して下さい。（各納付月には広報などで通知します。）

なお、口座振替をご利用されますと、各納期の末日にご指定の口座から自動的に振り替えて納税することができ、納付忘れなどがなくなります。口座振替の申し込みは、印鑑（通帳届出印）をご持参のうえ、口座振替取扱機関の窓口で手続きして下さい。

○平成16年度町税等納期一覧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	1期			2期				3期			4期	
町・県民税			1期		2期		3期			4期		
軽自動車税	全期											
国民健康保険税	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期		
介護保険料 (普通徴収)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
納期限	4月30日	5月31日	6月30日	8月2日	8月31日	9月30日	11月1日	11月30日	1月4日	1月31日	2月28日	3月31日

※納付書は、**太字**の期に一括で送付されます

※口座振替を利用できる機関

◎金融機関 大垣共立銀行・東濃信用金庫・めぐみの農業協同組合・十六銀行・U F J銀行・岐阜銀行

◎郵便局

【お問い合わせ先】 役場税務課 TEL53-2511（内線132）

デイサービスセンター（通所介護）の利用者募集について

「いきいきデイサービスセンター川辺」が石神のやすらぎの家南側に開所しました。介護保険の認定者にご利用できます。日帰りサービスで送迎、食事、入浴等の支援やレクリエーションなどを通じて、高齢者のみなさんの交流を深めていただける施設になっています。

利用については、川辺町社会福祉協議会または、担当ケアマネジャーにご相談下さい。

【お問い合わせ先】

川辺町社会福祉協議会 TEL53-2121 又は 役場住民課 TEL53-2511（内線122）

グループホーム（痴呆対応型共同生活介護）の入所者募集について

上川辺に「さわやかグループホーム川辺」が4月に開所する予定です。グループホームとは、介護保険の認定を受けた方（要介護1以上）で軽度な痴呆状態にある高齢者が、少人数で共同生活をする施設です。

介護スタッフによる食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練を、家庭的な環境の中で受けることができます。

現在、グループホームの入所者募集をしています。入居を希望される方や相談のある方は、川辺町在宅介護支援センター又は、担当ケアマネジャーにご相談下さい。

【お問い合わせ先】

川辺町在宅介護支援センター TEL53-6713 又は 役場住民課 TEL53-2511（内線122）

みんな集まれ！ぼくたち、わたしたちの

児童館

【4月の主な予定】

- 3日(土) 映画会
- 10日(土) なかまあそびの日
- 12日(月) キッズリトミック
- 17日(土) 工作の日
- 19日(月) キッズアスレチック
- 24日(土) 読み聞かせの日

なかまあそびの日

(小学生のお友達がみんなで楽しくゲームをします。)



・カラーボールで「大玉おくり」をしました。



・ダンボールで作ったキャタピラで「キャタピラ競争」をしました。

児童館の多目的ホールには卓球台、一輪車など、小学生のお友達も楽しく遊べる遊具がたくさんあります。みんな誘って遊びに来てください！

- 〈開館時間〉 午前の部 9:00~12:30
 午後の部 13:30~17:00
- 〈休館日〉 日曜・祝日(こどもの日を除く)
- 〈お問い合わせ先〉 川辺町児童館 TEL53-4451

子育て支援センター

憩いの広場

☆『遊び場の開放』

好きな時間に、親子で自由に遊びに来て下さい。



ボールプール大好き☆ みんなで遊んだよ！

☆『にこにこタイム』毎週火曜日 10:00~

絵本の読み聞かせや、パネルシアターなど、楽しいお話の時間です。(自由参加です)

☆『わくわくタイム』毎週金曜日 10:00~

親子で一緒につくったり、体を動かして遊んだりするお楽しみの時間です。(自由参加です)

【4月の主な予定】

- 2日(金) ぐるぐるどっか〜ん！体操
 - 9日(金) 折り紙ビーズで遊ぼう
 - 16日(金) おかあさんとリトミック
 - 23日(金) かんたん折り紙(カレンダー作り)
 - 30日(金) こいのぼりを作ろう
- (予定は変更になることもあります。)

☆保健師による発育測定・発育相談

毎月1回、町保健センターの保健師が測定します。お子さんの発育についての疑問・不安などについて、お気軽にご相談下さい。

《日 時》 4月26日(月) 10:00~

《持ち物》 母子手帳、バスタオル

☆子育て相談

土・日曜日、祝日を除く毎日 9:30~16:30

子育てに関する悩みや不安はありませんか？お気軽に、ご相談下さい。お電話も、お待ちしております。TEL 53-4388

〈開館時間〉 9:30~11:30/12:30~16:00

〈休館日〉 土・日曜日、祝日

〈利用対象者〉 0歳~就学前までの児童とその保護者

〈お問い合わせ先〉 子育て支援センター
TEL 53-4388

4
Kawabe Town Calendar

4月 まちのカレンダー

(都合により日時などが変更になることもあります。)

◆保育所・学校行事

5日(月) 各保育所入園式
6日(火) 各小学校・中学校入学式

◆心配ごと相談

7日(水) 9:00~12:00 (やすらぎの家)
21日(水) 9:00~12:00 (やすらぎの家)

◆無料法律相談

14日(水) 13:00~16:00 (やすらぎの家)

◆消防団

4日(日) 入退団式

◆ごみ収集

4日(日) 燃やせないごみ*(ガラス)
資源ごみ*(食用空きビン)
粗大ごみ*(燃やせる物)

(*は収集日が変更になる可能性がありますので、ごみ・健康カレンダーで再度確認をしてください。)

9・23日 その他プラスチック

14・15日 蛍光管

14・15・28・29日 ペットボトル

4

4月 休日の水道修理店

*都合により当番店が変わる場合があります。

*当番店に電話が通じないときは役場(TEL53-2511)までご連絡ください。

*修理対象は、町の上水道管と直結された給水装置だけです。

3日(土) 栄伸工業所 53-2706
4日(日) (有)飛水プロパン 53-2144
10日(土) 加茂水道工業(株) 53-4584
11日(日) (株)中嶋設備 53-2607
17日(土) (株)和泉 53-5102

18日(日) (株)長谷川商店 53-5025
24日(土) (株)渡辺工務店 53-2123
25日(日) (有)三品住宅設備 53-2277
29日(木) 栄伸工業所 53-2706

公共工事入札結果 1月の入札

予定価格が500万円以上の町発注公共工事(建設工事)に係る入札の結果です。

工事名	予定価格(円)	落札金額(円)	工事場所	落札業者	入札参加業者数
雄鳥川右岸農道舗装工事*	9,240,000	8,799,000	下川辺・西柄井	(株)丸高興業	7

*は12月に入札した工事の追加分です。

用語の意味

予定価格・・・町が契約を締結するに際し、契約金額の基準として定める価格で、入札において、この価格を超えて契約を締結することはありません。(税込み金額)

落札金額・・・入札により契約の相手方に決定した業者の請負金額。(税込み金額)

落札業者・・・当該入札において、町と契約を締結することとなった業者。

入札参加業者数・・・当該入札に参加した業者数。

*入札結果詳細は、役場経営管理課にて閲覧できます。

お問い合わせ先 役場経営管理課 TEL 25-2511 (内線216)

平成16年度国家公務員採用試験のお知らせ

【試験名】 国家公務員採用Ⅰ種

【受験資格】 ①昭46.4.2~昭58.4.1生まれの者
②昭58.4.2以降生まれで、大卒及び卒見の者か、同等の者

【区分試験】 行政、法律、経済、人間科学Ⅰ・Ⅱ、理工Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、農学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ

【試験種目】 第1次…教養試験、専門試験
第2次…専門試験、総合試験、人物試験

【申込受付期間】 4月1日~4月8日

【試験日】 第1次…5月2日
第2次…5月23日(筆記)
5月27日~6月11日(人物)

【最終合格者発表日】 6月21日

【試験名】 国家公務員採用Ⅱ種

【受験資格】 ①昭50.4.2~昭58.4.1生まれの者
②昭58.4.2以降生まれで、大・短大・高専卒及び卒見の者か、同等の者

【区分試験】 行政、物理、電気・電子・情報、機械、土木、建築、化学、資源工学、農学、農業土木、林学

【試験種目】 第1次…教養試験、専門試験、論文試験(行政のみ)、専門試験(技術系・農学系区分のみ)
第2次…人物試験

【申込受付期間】 4月14日~4月23日

【試験日】 第1次…6月20日
第2次…7月27日~8月12日

【最終合格者発表日】 8月31日

【お問い合わせ先】

人事院中部事務局(〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1) TEL 052-961-6838

ホームページ <http://www.aimnet.ne.jp/jinchubu/>

*雨天の場合は中止します。

【問合先】

川辺町保健センター
TEL 53-2515 (直通)

労働者派遣事業・職業紹介事業等の受付窓口の変更

いままで、各ハローワーク（公共職業安定所）で行っていた次の届出等の窓口が4月1日から岐阜労働局に変更となります。

- ・職業紹介事業の許可申請等
- ・労働者派遣事業の許可申請等
- ・委託募集関係業務

なお、パンフレット及び資料等につきましては、各ハローワーク（公共職業安定所）にも備え付けてありますのでご利用ください。

職業の相談、求人への申込、雇用保険の受給手続きについては、今までどおり各ハローワーク（公共職業安定所）で行っています。

【問合先】

岐阜労働局職業安定課
（岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル）
TEL 058-263-5519

自動車税減免申請臨時窓口開設

【対象】

身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者

【期日】

3月10日（水）・3月17日（水）
4月21日（水）・5月19日（水）

【時間】

9：00～16：00

【場所】

可茂総合庁舎 2階県税窓口コーナー（美濃加茂市古井町下古井大脇2610-1）*3/10、3/17は1階の臨時窓口

【その他】

中濃県税事務所、自動車税事務所及び最寄りの県税事務所では、従来どおり3月1日（月）～5月24日（月）まで受付を行います。

【問合先】

中濃県税事務所
TEL (0575) 33-4011 (内線272)

労災保険制度に関する無料相談

財団法人労災保険情報センター（R I C）では、厚生労働省の委託を受けて、労災保険制度全般の相談を受付けています。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談下さい。

【相談・問合先】

（R I C）財団法人労災保険情報センター岐阜事務所
（岐阜市金町4-30 明治安田生命岐阜金町ビル）
フリーダイヤル 0120-65-6883
TEL 058-265-6883
FAX 058-265-6885

労働保険料の申告と納付はお早めに

労働保険の平成15年度確定保険料と、平成16年度概算保険料の申告・納付手続を期限までに済ませましょう。また、申告書の書き方や内容などで不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

【期限】

5月20日（木）

【問合先】

岐阜労働局
TEL 058-245-8115
又は
関労働基準監督
TEL 0575-22-3251
（関市西本郷通3丁目1番15号）

長期固定金利型の新型住宅ローン

住宅金融公庫による証券化を活用した長期固定金利型の新型住宅ローンが民間金融機関から誕生しました。

【特長】

- ・最長35年の長期固定金利型
 - ・証券化により民間金融機関をバックアップ
 - ・住宅の「質」を確保
 - ・保証料、繰上返済手数料が不要
- 詳しくは、住宅金融公庫のホームページ(<http://www.jyukou.go.jp/>)をご覧ください。

【問合先】

住宅金融公庫名古屋支店
広報・住情報相談課
TEL 052-263-2918

新創業者を支援します

厚生労働省では、創業を行った事業主の方に対し、創業時に要した費用の一部などについて助成しています。

【種類】

- ①地域雇用受皿事業特別奨励金
- ②受給資格者創業支援助成金
- ③高齢者など共同就業機会創出助成金

詳しくは、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/sougyou/index.html>) をご覧ください。

【問合先】

- ①に関しては、(財)産業雇用安定センター岐阜事務所
TEL 0570-005-440
- ②に関しては、最寄りのハローワーク又は岐阜労働局職業安定部職業対策課 TEL 058-263-5563
- ③に関しては、(社)岐阜県雇用開発協会 TEL 058-252-7353

新しい民事執行制度「財産開示手続」について

平成15年8月に民事執行法が改正され、債権者の申立てにより、裁判所が債務者に財産の開示を命じる制度（財産開示手続）が創設されました。この手続は、平成16年4月1日から利用できるようになります。

財産開示手続は、例えば、金銭の支払を命じる確定判決を得たのに支払ってもらえない時、債務者の財産を差し押さえて支払を受けようとしても、どこにどのような財産があるのか分からない場合に利用できます。

裁判所が債権者の申立てを相当と認めれば、債務者は、裁判所に出頭して宣誓し、財産の状況を陳述しなければなりません。その際、債務者が虚偽の陳述をすると、過料の制裁が科せられます。また、一方で債務者のプライバシーを不当に侵害することがないように、債権者がこの手段で得た情報を目的外に使用すると、過料の制裁が科せられます。

【問合先】

岐阜地方裁判所事務局総務課（岐阜市美江寺町2-4-1）
TEL 058-262-5121

情報ボックス

INFORMATION

役場 TEL 53-2511
FAX 53-2374
上米田支所 (B&G)
TEL 53-2911
中央公民館 TEL 53-2650
やすらぎの家 TEL 53-2121

募集

県教育人材バンク登録

公立小・中・高校、特殊教育諸学校の臨時的任用講師、非常勤講師の登録を募集します。任用は必要に応じて行います。期間は1ヶ月～1年程度。

【条件】

教育職員免許状を所持（見込み）する方。ただし、免許状を保持していなくても特殊な技能を持つ方は「社会人特別非常勤講師」として登録可。

【問合せ先】

▽小・中学校
勤務希望地区の教育振興事務所学校教育課（総合庁舎内）
*可茂地区は、可茂教育振興事務所 TEL 25-3111（可茂総合庁舎内）
▽高校・特殊教育諸学校
県庁学校人事課高等学校担当
TEL 058-272-1111
<http://www.pref.gifu.jp/s17766/kyouinn/jinzaib.htm>

岐阜県青年海外派遣事業

岐阜県では、将来を担う国際感覚豊かな青年を育成するため、様々な

国際事業を実施します。平成16年度は下記への派遣を予定しています。

【派遣先・派遣期間】

▽インド
（8月下旬～9月下旬の11日間）
▽中国
（8月上旬～中旬の10日間）

【対象】

18歳～35歳の県内在住者（高校生は除く）

【募集期間】

平成16年4月1日～5月7日

【問合せ先】

岐阜県庁青少年室青少年育成グループ
TEL 058-272-1111（内線2421）

お知らせ

川辺町第9回健康ウォーク

【予定コース】

「米田富士コース」

【日時】

3月22日（月）
13：00～15：30（約2時間30分）

【受付】

13：00～13：30

【集合場所】

川辺町保健センター

～from the Mayor's Desk～

町長の机から — ③〇

叙勲と褒章について

1月29日に大野透宗氏の藍綬褒章受章祝賀会に、また2月1日に山田正氏の旭日双光章受章祝賀会に出席しました。

大野透宗氏は、昭和27年川辺町下麻生の大雄寺住職に就任され、昭和49年加茂保護区保護司会保護司に就任、以来30年の長きにわたり保護司としてお務めいただき、その更正保護功績により昨年11月に藍綬褒章を受章されました。山田正氏は、美濃加茂市山之上町にお住まいで、学校卒業以来、一貫して農協の職務に従事され、平成6年JAみのかも組合長、中濃地域5JAを統合したJAめぐみのの誕生に尽力、平成15年JAめぐみの初代組合長に就任されたほか、広く農業振興に寄与された功績で旭日双光章を受章されました。おふたかた共、長年のご功績が認められ褒章、叙勲の運びとなったわけであり心からお慶び申し上げます。

川辺町でもこれまで叙勲、褒章の榮譽に輝いた皆様がいっぱいありますが、今回は叙勲、褒章についてお話いたします。

毎年、春と秋に発表される叙勲と褒章は、国が個人の功績を讃える制度で、「栄典制度」と呼ばれています。叙勲は国などに対する功勞のあった人が対象で、原則として70歳以上、また褒章はさまざまな社会的分野ですぐれた業績をあげた人が対象で、原則55歳以上となっています。

栄典制度の歴史は古く、叙勲は明治8年の太政官布告、褒章は明治14年の褒章条例が始まりとされ、昭和39年に現在の制度に

なつて以降、春と秋の2回に受章者が発表されています。その種類については、まず叙勲が、菊花章（きっかしょう）、旭日章（きょくじつしょう）、男性に贈られる）、宝冠章（ほうかんしょう）、女性に贈られる）、瑞宝章（ずいほうしょう）の4種類があります。旭日章、宝冠章、瑞宝章はそれぞれ勲一等から勲八等まであります。また菊花章は大勲位菊花章頸飾（けいしよく）と大勲位菊花大綬章、旭日章の勲一等には、旭日桐花大綬章と旭日大綬章があり、全部あわせると27種類になります。ただ、勲一等、二等というように数字を使うことは人に序列をつけている誤解を与えかねないという理由から取り止めになりました。

次に褒章ですが、長年その道一筋に打ち込んできた人に贈られる黄綬褒章（おうじゆ）、芸術や学術の分野で功績のあった人に贈られる紫綬褒章（しじゆ）、公共の仕事で功績のあった人などに贈られる藍綬褒章（らんじゆ）のほか、紅綬褒章、緑綬褒章、紺綬褒章というものもあります。

いずれにしても、長年、ひとつことに専心従事され社会、公のために努力し、すぐれた業績をあげられた人々ばかりであり、叙勲・褒章はその功績を国が認めた証であります。遅れてくる若者たちに、勇気と希望を与えてくださって、本当にありがとうございます。

川辺町長 佐藤光宏

川辺の自然

その95

～ マンサク ～

早春、林の落葉樹の中でまっさきに花を開くので「まず咲く」からマンサク（満作）の名がついたといわれています。また、周りの木々に先駆けて枝いっぱい咲くので「豊年満作」からの説もあります。

マンサクは本州から九州



マルパノキ



マンサク

にかけて分布し、細い枝にリボンのような黄色の花びらを4枚開きます。花が完全に散ってから葉がでます。「まんさくの花が多い年は豊作」などといわれているように昔から稲作のできを占う花として眺められてきました。

山楠公園の林の中にも生えていて、3月中旬頃から見ることができます。

マンサクと同じ仲間にマルパノキ（丸葉の木）があります。葉の形からこの名が付けられました。花が赤く形がマンサクの花によく似ていることからベニマンサク（紅満作）という別名があります。

マンサクとはちがつて、岐阜県を中心にして分布は限られています。山地の谷川沿いに生え、紅葉する頃花をつけます。花弁は5枚です。紅葉と花と果実が一度に1つの枝に見ることのできる日本特有の珍しい木です。

金山町から下呂までの飛騨川に沿う峡谷およそ7里（約30km）の「中山七里」では、車窓からの真紅の紅葉を楽しむことができます。

五目飯 まんさく山を打ち仰ぎ

梶 良太

川辺・自然とふれあう会

伊佐治 要衛

おいしい給食

まぐろのレモン風味



2月17日の給食

いただきます

材料（5人分）
 まぐろ……………300g
 酒……………小さじ1
 でん粉……………大さじ5
 揚げ油……………適宜
 三温糖……………大さじ2
 濃口しょうゆ……………大さじ1
 レモン果汁……………小さじ2

作り方

- ① まぐろは1.5cmの角切りにし、酒をまがしておく。
- ② 天ぷら鍋に油を熱する。
- ③ ①のまぐろにでん粉をまがし、油で揚げる。
- ④ 砂糖、しょうゆ、レモン果汁を合わせ、揚げたまぐろを入れて和える。

ポイント

まぐろは新鮮なものを選びましょう。
 まぐろはサバ科の魚です。まぐろやサバなどの青魚はエイコサペンタエン酸（EPA）や、ドコサヘキサエン酸（DHA）という脂肪酸を多く含んでいます。これらは血中コレステロール値を下げたり、血液の凝固を抑制して、脳梗塞や心筋梗塞を予防したりするほかDHAは頭をよくするなど言われています。

栄養価（1食当たり）

エネルギー	146 kcal
タンパク質	14.9 g
脂質	4.2 g

広報 **かわべ**

平成16年3月4日号 Vol.417

発行／岐阜県加茂郡川辺町

編集／経営管理課

電話／0574-53-2511

FAX／0574-53-2374

http://www.kawabe-gifu.jp

e-mail:office@kawabe-gifu.jp



町章

昭和43年10月に制定。川辺町のかしら文字「川」と「辺」を円形に図案化したもので、発展と団結および円満、平和を表します。



古紙配合率100%・白色度70%再生紙を使用しています。



この印刷物は石油系インキではなく、地球に優しい大豆油を使用したインキで印刷されています。